

平成26年10月10日

各部（局）長

富津市長 佐久間 清 治

## 平成27年度富津市予算編成方針

本市は、本年8月に公表した平成31年度までの中期収支見込みでは、来年度の財源不足が3億を超える一方、財源不足を補完する財政調整基金は1億5千万円となる見込みで、平成28年度以降についてもその財源不足額が拡大する非常に厳しい財政状況にある。

この危機を克服し、来年度を持続可能な行財政運営に転換する「富津市経営改革元年」とするため、職員一人ひとりが改革に向けた予算編成の主体となって、市民サービスの水準を維持しつつ、経営改革を「できるところから」「ただちに」断行するものとする。

本市は、富津岬北側に国内最大級の火力発電所を中核とする工業団地が形成される一方で、東京湾を臨む40キロにも及ぶ海岸線をはじめ、豊かな自然を擁する人口4万7千人の市である。しかしながら、昭和60年から続く生産年齢人口減少と急激な少子化は、市の持続可能性を根本的に問い直している。

現在開会中の臨時国会冒頭で、安倍内閣総理大臣が「大きな都市をまねるのではなく、個性を最大限に生かしていく発想の転換が必要。それぞれのまちが「本物はここにしかない」という気概をもてば、景色は一変するに違いない。やれば、できる。」と所信表明したところであるが、今ここにある「まち・ひと・しごと」などの地域資源を再認識し、限りある財源を活用して将来に向けた施策を展開していくものとする。

については、各課はもとより各部の縦割りをも排し、創意工夫のもとに今後、子どもたちから感謝されるよう、「改革してよかった」と実感できる予算を編成することとする。

### 1 総括的事項

- (1) 「富津市経営改革元年」の平成27年度予算は、来年度の歳入をもって来年度のすべての経費を賄うため、当市では初めてとなる人件費を含めた包括枠配分方式により編成するものとする。各部等が別添の各部要求可能一般財源額の枠内で、各部等の長が経営者として、コスト感覚と今までなかった創意工夫のもとに責任をもって各部等の予算案を取りまとめる。

- (2) 各部の要求可能一般財源額は、原則として各部の平成26年度当初予算の一般財源に調整を行った額の97%とする。
- (3) 普通建設事業費については、財源がないことから原則として計上しないが、例外として、既存公共施設の改修又は補修事業については上記枠外として別途要求可とする。
- (4) 市の地域特性を生かした国の交付金活用による地方創生枠、公共施設マネジメント関連費及び経営改革関連経費については、別途要求可とする。
- (5) 財政調整基金については、その残高がほとんどないことから、災害等の事態に対応するための財源として確保し、原則としてその繰入れは行わない。

## 2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、直近の経済及び税制の動向、課税客体の捕捉、情報収集を行うとともに、滞納処分の強力な推進により徴収率を向上させ、税負担の公平性を担保すること。
- (2) 地方譲与税及び交付金は、配分基準、景気の動向及び地方財政計画の伸び率などを見極め、的確な収入見込額とすること。  
特に地方交付税、臨時財政対策債については、本年度まで大幅な予算割れが続き、財政運営の阻害要因となっていることから過大な見積りは厳に慎むこと。
- (3) 使用料及び手数料については、行革で策定された「使用料・手数料の見直し基本方針」に則り所要額の要求をすること。特に平成27年10月からの消費税の増税については、適正に見積もること。
- (4) 国・県支出金については、国・県の予算の動向を迅速、かつ、的確に把握し、できる限り一般財源を節減するよう、今までにない方法による情報収集を行い、効果的な計上を行うこと。(国交付金活用による地方創生枠は別途計上)。
- (5) 利用する見込みのない普通財産については、積極的に売却を行うこととするが、確実な売却見込みがたたない場合は予算化しないこと。
- (6) 市債については、後年度の一般財源を圧迫する大きな要因であることから、その対象となる事業の適債性の有無(後年度負担すべき事業かどうか)、事業の必要性、効果等を十分検討すること。

なお、市債の要求は担当課が行うが、必ず財政担当と事前に打ち合わせすること。

(7) 基金については、所期の目的と運用とがかけ離れ、又は活用されていないものも多く見受けられることから、経営改革の一環としてすべての基金を有効活用するため、平成26年9月19日企画財政部長通知に基づき見直しを実施し、必要な措置を今年度中に行い、来年度予算に反映させること。

(8) 上記以外の収入についても、的確に捕捉し適正に見積もること。

### 3 歳出に関する事項

(1) 予算要求可能一般財源額の範囲内であれば、原則として、担当部の要求額を尊重するので、選択と集中により予算要求すること。この場合において、  
創意工夫のないと認められる予算要求があったときは、査定を行うものとす  
る。

(2) 消費税については、平成27年10月1日からの増税を考慮すること。

(3) 人件費（時間外勤務手当など変動分を含む。）については、総務部で要求することとするが、来年度は職員数の大幅な削減を見込むことから、各担当部は、これまでの慣例にとらわれず内部事務を直ちに見直し、廃止又は改善すること。なお、担当部と総務部で業務量の変動等を十分に調整し  
コストを意識した上で要求すること（別途通知）。

また、行政サービスを実施するうえで、非常に大切な経営資源である職員の意欲及び能力向上のための経費については、総務部で創意工夫のもとに適切に計上すること。

(4) 物件費については、人件費との関連を考慮しつつ、既定の事業に係る経費であっても先例にとらわれない改善策を検討したうえで、適正な要求をすること。

(5) 維持補修費については、公共施設の効用を保全するための経費であるとともに、  
国家賠償法における賠償責任の観点からも安全な水準を維持することが不可欠であり、これを担保することによって市民の安全・安心に直結することから、その現況を十分把握のうえ適切な所要額を見積もるとともに、計画的な修繕計画を作成し要求すること。

また、今後、廃止、統合することが望ましい施設については、ただちに方針素案を決定し、これを踏まえた適切な所要額を見積もること。（枠外）

- (6) 扶助費については、年々増加傾向にあり、特に単独扶助費については、その必要性を再検討し、所得制限の導入、給付水準の見直し等を十分検討し削減に努めること。また、その特定財源については確実に確保すること。
- (7) 負担金、補助金等については、今までの慣例にとらわれず市民目線でゼロベースで見直すこと。また、その支出の目的、根拠、対象、効果を十分調査検証したうえで要求すること。
- (8) 普通建設事業費については、事業費の財源確保が極めて困難な状況であることから、原則として既存公共施設の改修や補修に限定する。(枠配分対象外)
- (9) 債務負担行為については、後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の要因となるので、平成27年度以降の改革期間における新規設定は、原則として行わない。また、既に設定したものについても事業効果を再検討し、見直しが可能なものについては、見直しすること。
- (10) 特別会計については、一般会計と同様に厳しい状況にあるが、本予算編成方針を十分考慮のうえ要求すること。  
特別会計については、独立採算を原則とし、一般会計から安易に基準外の繰り入れをすることがないように経費節減や事務事業の合理化・効率化を行うこと。  
なお、特別会計で、所期の目的を達したものは、速やかに廃止すること。
- (11) 上記に掲げるほか、詳細については「平成27年度当初予算要求書作成要領」及び「平成27年度当初予算経費別見積基準」を参照すること。

#### 4 スケジュール

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 予算要求期限 | 11月7日(金) |
| (2) ヒアリング  | 11月中旬    |
| (3) 査定     | 1月中旬まで   |
| (4) 内示     | 1月下旬     |
| (5) 議会提案   | 2月下旬     |